

タイトル	道内外国人技能実習生の日本語学習環境をめぐる課題 ：受け入れ推進地域を事例として
著者	中川，かず子；神谷，順子；NAKAGAWA, Kazuko； KAMIYA, Yoriko
引用	開発論集(99)：15-32
発行日	2017-03-17

道内外国人技能実習生の 日本語学習環境をめぐる課題 —— 受け入れ推進地域を事例として ——

中 川 かず子*・神 谷 順 子**

はじめに

日本国内の在留外国人は、法務省が2012年7月に新しい「在留管理制度」を導入したことで、「中・長期滞在者」として管理されるようになった。中・長期滞在者とは、永住者のほか、日本人の配偶者、日系の定住者、企業等で労働許可を得た者、留学生、技能実習生、研修生などを含み、中長期にわたり労働や教育・文化活動が合法的に認められた在留資格を有する外国人ということになる。2009年の出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」）改正を受けて策定された第4次出入国管理基本計画（以下「基本計画」）に盛り込まれたこの制度の背景には、日本社会にとって有益と思われる外国人、例えば高度の技術を有する専門的職業人、日本の言語文化を理解する（可能性の高い）留学生、技能修得を目的としながらも労働力となる技能実習生、日本社会に溶け込む永住者といった人達を取り込む狙いがあるようだ。ただし、彼らに対する滞在許可手続きの円滑化、簡素化が進む一方で、受け入れ機関に対する状況確認は厳しくなっているとも言われる。また、第5次基本計画では「わが国の経済の活性化と健全な発展」のためとして高度人材外国人と留学生の受け入れの推進をはじめ、技能実習制度の拡充を目指す新制度の構築が打ち出されている。

こうした法務省による「入管法」とそれに基づき策定される「基本計画」の成果もあつてか、2012年以降の在留外国人総数、特に上で述べた中・長期滞在者数は年間3～10万人ずつ増加しており、直近の2016年6月の在留外国人数は2,307,388人に達している（表1）。その内訳は次章でも触れるが、増加傾向にある在留資格の中で注目すべきが「外国人技能実習生」である。法務省、経済産業省、厚生労働省、外務省などが「技能実習制度の見直しの検討」を行ない2014年6月に報告を提出している¹。その後、12月に開催された法務省主導による「第6次出入国管理政策」策定のための検討会では、実習期間の延長、受け入れ人枠の拡大、対象職種の拡大といった、拡大に向けての見直し議論が展開されている²。日本社会にとって必要な労働力であり、

*（なかがわ かずこ）北海学園大学開発研究所研究員，北海学園大学人文学部教授

**（かみや よりこ）元北海学園大学経済学部教授

¹ <http://www.moj.go.jp/content/000123755.pdf>

² http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06_00056.html

表 1 在留資格等別在留外国人数の推移

(法務省統計資料より作成)

在留資格	平成 25 年末 (2013)	平成 26 年末 (2014)	平成 27 年末 (2015)	平成 28 年 6 月 (2016)
計	2,066,445	2,121,831	2,232,189	2,307,388
特別永住者	373,221	358,409	348,626	344,322
永住者	655,315	677,019	700,500	713,604
留 学	193,073	214,525	246,679	257,739
技能実習 1 号イ	3,683	4,371	4,815	5,060
技能実習 1 号ロ	57,997	73,145	87,070	91,796
技能実習 2 号イ	2,788	2,553	2,684	3,078
技能実習 2 号ロ	90,738	87,557	98,086	110,959
定住者	160,391	159,596	161,532	164,880
日本人の配偶者等	151,156	145,312	140,349	139,746
技術・人文知識・国際業務	115,357	122,794	137,706	154,021
家族滞在	122,155	125,992	133,589	140,245
技 能	33,425	33,374	37,202	38,600
特定活動	22,673	28,001	37,175	41,578
永住者の配偶者等	24,649	27,066	28,939	29,900
経営・管理	13,439	15,184	18,109	20,117
高度専門職 ^{*(1)}	—	—	1,508	2,688
その他 ^{*(2)}	46,385	46,934	47,620	49,055

(注 1) 平成 24 年 5 月の高度人材外国人の受け入れ制度以降に新設された在留資格 (1 号イロハ/2 号)。

(注 2) 「企業内転勤」「教育」「教授」「宗教」「文化活動」「興行」「研究」「研修」「医療」「芸術」「報道」「法律・会計業務」の 12 の在留資格をまとめて「その他」に入れた。

かつ国際協力の一環として受け入れ推進を図るべきとしている。

こうした技能実習制度の拡大も視野に入れ、文化庁小委員会では 2016 年 12 月に「日本語教育人材の養成・研修と資格のあり方」について検討を行なった。その中の国内の日本語教育の対象となる分野、人材の検討内容に「技能実習生に対する日本語教育」も加えられている。これまで「生活者としての外国人」「留学生」「外国人児童・生徒」「就労希望の定住者」「難民等」が国内の主要な日本語教育対象者として扱われ、教育人材の養成・研修が積極的に推進されてきたが、「技能実習生」に対する日本語教育人材・研修の必要性がテーマとして新たに加わったことは注目に値する。

全国的なこのような状況の中で、北海道における技能実習生数も 2015 年 12 月末で 5,411 人だったのが半年後の 2016 年 6 月末には 6,830 人と増加傾向にある³。留学生や永住者という在留資格を有する外国人を超えて、技能実習生は道内の在留外国人全体の 25%以上を占めるほど大きな外国人集団となっている。

本研究では、実習生を受け入れる団体、企業、そして地域社会は彼らの日本語習得、生活・

³ 法務省入国管理局による都道府県別在留資格別外国人数調査〔毎年 12 月末、6 月末〕

文化の理解にどう向かい合っているのか、特に、生活日本語、業種別必要語彙や表現、日本の習慣、文化に対する理解、といった日本理解を深める言語文化の習得についてどう支援できるのか、などの課題を中心に検討していく。調査の方法として、2015年から2016年にかけて漁業や水産加工業者を扱う事業協同組合2団体(札幌市内とオホーツク沿岸地域)、酪農業ほかの業種を中心に実習団体を扱う事業協同組合1団体(札幌近郊所在、実習機関は道央、道北地域)、比較的小規模の農家、農場3社(日高郡新冠町2社と上川郡東川町1社)の6カ所の関係者からの聞き取り調査と収集した資料からの分析による。聞き取りの対象者は、事業管理者と日本語指導員、相談員、通訳、実習生(日本語能力試験N1～N4程度までのレベル差あり)である。半構造化インタビューによる聞き取り内容は可能な限りICレコーダーで録音、文字化していった。インタビュー内容は、監理団体には受け入れ実習生の概要、日本語講習の具体的内容、日本語の教材や教授法に関する内容が中心である。

実習生をテーマに受入れ団体を調査した研究は、北倉・池田・孔(2006)、北倉・孔・白崎(2011)、宮入(2015)など、本学『開発研究論集』第77号、第88号、第96号ですでに取り上げられているが、主に北海道農業を支える労働力としての研修生・技能実習生の状況把握と問題提起を行なっている。一方、本研究では道内における技能実習生の増大の現状を踏まえた上で、彼らの日本語学習の実態を知り、学習あるいは教育環境の改善が必要であれば何らかの対応策を提言したいと考える。1～3年しか滞在しない実習生であっても日本で生活し技能を習得する目的を有する外国人に対し、日本語学習とその習得が最も優先的な課題であると考えからである。「はじめに」でも述べたが、昨年12月に文化庁も「技能実習生」を「国内における日本語が必要な学習者」群に加えるようになった。実習生は安価な労働者である、という社会学、経済学的な論調とは別に、国や地域社会が日本語学習支援の対象として実習生を捉えるという視点で本研究を進めている。

本稿ではいくつかの地域での事例を示しながら、技能実習生の日本語学習環境の状況について、上で述べたいいくつかの観点から課題を明らかにしていく。その上で、今後の日本社会における技能実習生の受入れ拡大状況を念頭に置き、日本語教育専門家としての立場から状況改善のための策を模索したい。

1. 北海道における在留外国人の状況 —— 在留資格別外国人調査から見える特徴

1-1 在留資格別外国人登録者数と技能実習生

法務省入国管理局が毎年行なう調査によると、道内の在留外国人の登録者数は総数で26,756人と昨年の同時期に比べて1,000人余り増加している。在留資格別に見ると、昨年比500人以上の増減があるのは、「技能実習生」【6,830人(1,419人増)】と「特定活動」【914人(521人減)】である。それ以外の在留資格に大きな数の変化は見られない。「特定活動」の減少は入管法改正による「技能実習」への在留資格変更が含まれるためと考えられる。このように、道内

の昨今の外国人の増加は数字が示す通り、技能実習制度の導入と普及の影響がまず考えられる。ただし、北海道では研修生制度が導入された 1990 年代中頃から「過疎地域を中心に労働力の担い手として旧制度での研修生受け入れが開始、野菜・畑作、酪農地域を中心に増加した」（宮入 2015；89）とあるように、後継者不足に苦しむ道内の過疎地域では外国人の労働力を必要としていることも確かである。北海道経済が低迷した 90 年代半ばからは日系人就労者が減少する一方で、外国人労働者数全体は増加している⁴。その時期あたりから、道内では日系人に代わり研修生(当時)、技能実習生が徐々に増えていき、北海道の第 1 次、2 次産業の下支えの役割を担ってきたのである。

1-2 道内の技能実習生受け入れの状況

道内の技能実習生の受入れ状況については、先行研究の宮入（同上：91）でも引用しているように、北海道経済部労働政務局が十年前より毎年 2 月から 3 月にかけて調査した報告書を年度ごとに公表している。JITCO 白書もまた JITCO 支援⁵の実施状況報告を行なっている。ここでは、本研究に関わる技能実習生の国籍、業種、地域等の情報を中心に、北海道の実習生受け入れの全体概要を捉えていきたい。道経済部の報告書から最近の 3 年間(平成 25, 26, 27 年度)のデータを読み解いていく。

上で述べたように、法務省の調査では道内の「技能実習」の在留資格を有する外国人は 2016 年 6 月現在で 6,830 人であるが、同年 2 月～3 月に道経済部が行なった受け入れ状況調査では 6,212 人となっている。調査日のずれと後者の任意的調査を考慮すると、正確な数字は把握できないものの、受け入れ総数には大きな差はないと考えられる。

まず、道経済部による平成 27 年度(28 年 2～3 月実施)調査では、「技能実習 1 号及び 2 号イ、ロ」⁶、つまり実習生 1 年目～3 年目全体を受け入れる「監理団体」は、①協同組合(5,193 人)、②農協(802 人)、③商工会(28 人)、④商工会議所(53 人)、⑤公益社団・財団法人(103 人)、⑥企業単独型(33 人)、計 6,212 人という結果であった。北海道では、「協同組合」と「農協」で全体のほぼ 97%を占めている。この傾向は過去数年間の結果と一致する。筆者らが訪問したのは 3 か所の事業協同組合(監理団体)と 3 か所の農家(実施団体)であった。大きな監理団体だと日本語相談員や通訳が常勤しているが、個人企業になると先輩の実習生がボランティアで通訳をするケースもあった。参考までに、過去 3 年間の監理団体等の「技能実習 1 号及び 2 号イ、ロ」受け入れ総数を表 2 に示す。

次に、業種別では「食料品製造業(水産加工など)」が約 60%、「農業」が約 30%を占める状

⁴ 厚生労働省「外国人雇用状況の届け出状況」1993 年(平成 5 年)以降～1999 年を参考

⁵ 法務省入資料とは別に JITCO が在留資格認定証明書等の書類点検を行なった技能実習生を「JITCO 支援」とし、法務省資料の数字と異なることがある。

⁶ 現在の技能実習制度では、在留資格「技能実習 1 号」は 1 年、「技能実習 2 号」は 2～3 年(1 号からの移行可)とされ、イ(企業単独型)とロ(団体管理型)の区分がある。

表 2 監理団体等の種類別受け入れ数（過去 3 年間の比較）

	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
協 同 組 合	5,193 人 (83.6%)	4,445 人 (82.1%)	4,217 人 (82%)
農 協	802 人 (12.9%)	769 人 (14.2%)	791 人 (15.4%)
商 工 会	28 人 (0.4%)	62 人 (1.15%)	59 人 (1.15%)
商 工 会 議 所	53 人 (0.9%)	56 人 (1.05%)	57 人 (1.1%)
公益社団・財団法人	103 人 (1.7%)	27 人 (0.5%)	4 人 (0.08%)
(企 業 単 独)	33 人 (0.5%)	54 人 (1.0%)	14 人 (0.27%)
計	6,212 人 (100%)	5,413 人 (100%)	5,142 人 (100%)

出典：北海道経済部労働政策局「外国人実習制度に係る受入状況調査」（平成 25 年度～平成 27 年度報告書）より作成

況は過去 3 年間、あるいはそれ以前から同じ傾向である。また、「食料品製造」の 9 割以上が「水産加工品製造」となっている。これらの業種以外では、「建設関連工事」（4.2%）、「衣服・その他の繊維製品製造」（3.8%）が徐々に増えている。地域別に見ても、オホーツク、渡島地方に特に「水産加工品製造」を中心とした技能実習生が多い。一方、「農業」に従事する実習生は上川、十勝、オホーツク、後志、日高ほか道内の広範囲に広がる。

本研究の課題と直接大きく関係する実習生の国籍であるが、次の表 3 に過去 3 年間の国籍別実習生数（「技能実習 1 号イ、ロ」）を示す。因みに、平成 27 年度の「技能実習 1、2 号イ、ロ」総数では、①中国（4,332 人、70%）、②ベトナム（1,414 人、23%）、③フィリピン（278 人、4%）、④タイ（129 人、2%）、その他（59 人、1%）となっており、中国からが最も多いのはこれまでと変わらないが、2 位のベトナムからの受け入れが急増していることも事実であり、昨年（2016 年）は監理団体も実習機関でもベトナム人の通訳や相談員を新規採用、あるいは臨時採用するなど対応に追われるところがあったと聞いている。中国人の相対的減少については、これまでの聞き取り調査から、中国経済の水準が高まり、いわゆる出稼ぎのための実習生が減ったと指摘する関係者は少なくない。むしろ、日本語の習得、技能・技術の習熟を目的とする人々が残っているという一面もある。ある監理団体の日本語指導員は、ベトナム人実習生の中に大学卒という学歴も少なくなく、日本語習得を技能習得に優先させようとする者もいるため、受け入れ機関が戸惑う場合もあると話していた。確かに、筆者らが訪問した日高郡新冠町の農家 2 軒（小規模の事業協同組合加入）には 5 人と 3 人のベトナム人女性が実習生として働いていたが、作業が終わると共同生活をする宿舎に戻り、日本語能力試験対策の学習に一生懸命取り組んでいた。このことに関しては次章で詳しく述べることにする。

2. 技能実習生の日本語学習の内容と課題

2-1 技能実習生に対する日本語教育の位置づけ

論文冒頭で述べた、平成 24 年（2012 年）7 月に改訂された新在留管理制度により、同年 11

月に改正された「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」【以下、「上陸基準省令」⁷⁾】が施行され、技能実習生を受け入れる監理団体による監査の「適正化」が進められることになった。同省令は平成25年(2013年)12月に『「適正化」の具体化、明確化を図るために」⁸⁾ 指針の改訂を行った。この「適正化」のためにいくつかの要件があり、その一つは監理団体の役割として担わされている「講習」の義務化である。「講習」は「技能実習計画」に含まれるもので、1年目の技能実習生の予備教育に相当するものである。講習の中で最も重要であるとし、多くの時間を必要とする科目として「日本語(教育)」が挙げられている。

同省令及び『技能実習生の入国・在留管理に関する指針』(平成25年12月改訂)によると、「技能実習1号イ、ロ」に対する「講習」の科目、時間数は以下の通り規定されている。

1) 講習の科目(以下の科目を、見学を含む「座学」で行なうこと)

- ① 日本語
- ② 日本での生活一般に関する知識
- ③ 入管法、労働基準法ほか、技能実習生の法的保護に必要な情報
- ④ 上記①～③のほか、日本での円滑な技能等の修得⁹⁾に関する知識

2) 講習の時間数

- ① 技能実習活動全体の時間数の6分の1以上の講習を実習開始前に行なう¹⁰⁾。

(一日8時間、週に40時間、これを一年間(12か月)続けると仮定して、1920時間になり、この6分の1に当たる320時間以上の講習が必要になる)

- ② 入国前の6か月以内に1か月以上かけて160時間以上の講習を行なった場合、入国後の講習は12分の1以上とする(全体の時間数を1920時間とすれば、12分の1は160時間となる)

なお、講習を終えた「技能実習1号ロ」【イ(企業単独)は講習が実習活動中】と「技能実習2号イ、ロ」(2～3年目)は技能等の修得活動が加えられ、技能検定の基礎2級(1年目)、基礎1級(2年目)、3級(3年目)という到達目標が課せられるという(同上の指針より)。技能実施計画全体の概要については、北倉・孔・白崎(2011)に詳しく述べられているのでここでは割愛し、「日本語」講習に関連する内容を次に取り上げていく。

2-2 「講習」における日本語教育への取組み——現場の関係者からの聞き取りを通して

ここでは、筆者と共同研究者が訪問した監理団体3箇所、実習実施団体3箇所の関係者へのインタビュー調査から、日本語教育の内容、日本語教材、実習生の日本語習得状況、課題を中

⁷⁾「技能実習1号イ、ロ」の在留資格で上陸する基準が「上陸基準省令」で、「技能実習2号イ、ロ」の場合は「変更基準省令」とされる。

⁸⁾『技能実習生の入国・在留監理に関する指針』(法務省、平成25年12月改訂) p.3

⁹⁾科目、教科の履修を終える場合は「修得」、それ以外は「習得」と表記している。

¹⁰⁾「技能実習イ(企業単独型)」の場合は実習活動中に講習を行なうことが可能となっている。

心にまとめてみる。

2-2-1 A 監理団体の事例より

A 監理団体は札幌近郊にあり、道央（酪農，農業），道北（水産加工食品製造），後志（果樹栽培）地域の実習生受入れ団体を監理している。常勤・非常勤職員を合わせて 10 名程度の会社組織であるが，現在，約 280 名の技能実習生に対して日本語を含む「講習」を実施している。昨年从今年にかけて，ベトナム人実習生が増加したため，新たにベトナム国籍の日本語・生活指導員兼通訳を正職員として採用している。中国国籍の正職員，日本人の専任日本語指導員もスタッフとして常駐している。実習生の国籍は 2016 年 12 月現在で中国とベトナムが 50% ずつであるという。

「講習」について，2015 年 6 月と 2016 年 12 月に代表理事の K 氏と専任日本語指導員の N 氏（日本人女性，50 代），さらに事務局次長からも追加的情報を得た。それによると，講習は年間 7～8 コース，時間数は規定により 160～175 時間であり，各コースは約 4 週間にわたって行なわれるという。一例を挙げると，平成 29 年 1 月に実施予定の講習では，総数 174 時間，そのうち「日本語」（社会見学，文化学習を含め）が 120～130 時間に及ぶ。2-1 で触れたように，講習科目は日本語のほか，生活一般に関する知識，法的保護に必要な情報，円滑な技能修得に資する知識が求められる。そのため，同講習プログラムには「社会見学（諸手続きを含む）」「市役所講習」「保健所講習」「警察署講習」「安全衛生講習」「健康診断」「法的保護講習」「実習指導」が 45～50 時間組み込まれている。

次に，日本語講習の内容であるが，以下の教材を使用している。

- 1) メインテキスト：『じっせんにほんご』（実践日本語），『あたらしいじっせん日本語』（新版，JITCO 監修 国際日本語普及協会編）——「技能実習生が日本で生活する上で最低限必要な，話す，読む，書く，聞く（動作につなぐ）といった運用力を強化，限られた学習時間の中で危険防止や職場の安全のためのコミュニケーションを重視した，すぐに役立つ日本語が学べる」（JITCO 教材センターによる説明，2016 年 4 月）——このテキストは説明書によると，実習現場で役立つ日本語が 60 時間程度で学べるように編集されている。イラスト付きの語彙分類表がわかりやすく，表記は漢字・かなであり段階別に漢字が増えていくが，すべてルビが振られている。また，インドネシア語，ベトナム語，英語，中国語の翻訳語版がある。練習用には，かなワークブック，練習帳など，独習用の翻訳付き文法入門書，指導者用の参考書も購入できる。実習生はテキストと補助教材として特定の職種 of 専門語彙集ファイルを使用する。
- 2) 補助教材：実習職種別の専門語彙集ファイルを用意し，必要に応じて実習生に配布，語彙の指導を行なっている。

上で述べたように，日本語講習 120～130 時間には「社会見学・文化学習」が含まれている。そのため，買物，食堂などでの食事注文，役所での諸手続きなどの方法を体験的に指導するこ

とも日本語学習の一部であると理解されている。日本語指導員のN氏の話では、実習生達は教室外での活動に生き生きとした表情を見せていたという。指導スタッフが確保されれば、最初の20～30時間は日常生活と日本文化の情報と日本語会話を組み合わせたシラバスで、体験学習を实践できればより効果が期待できるのではないかと感じた。JITCO発行のメインテキストは、これまでの日本語調査結果を踏まえた技能実習現場で有用な表現が集められており、日本語講習で活用することが可能である。さらに多くの職種別専門用語対訳集、日本語指導用解説書なども市販されており、あとは日本語指導員の人材が確保されれば基本的に日本語講習の成果が期待できると思われる。A監理団体の代表理事と日本語指導員N氏によると、日本語講習は専任指導員1名が主として担当し、退職した中学校国語教員にシルバーボランティアとして20時間程度応援してもらっているということだった。同団体では今後実習生が増える予定であり、スタッフも増員されるようだが、教育スタッフをどの程度確保できるかが、教育環境の質を維持、あるいは向上させる鍵となろう。

2-2-2 B監理団体の事例より

B監理団体は札幌市内に所在するが、稚内、北見、根室、釧路、函館、小樽ほかの管内に広がる漁業協同組合の十数団体のほか、個人事業主十社を管轄している。2016年10月の時点で受け入れ実習生は約90名で、中国人実習生が約60%、ベトナム人が30%という割合であるが、2015年後半から16年にかけて入ったほぼすべての実習生がベトナム人ということだった。今後もベトナム国籍の実習生が増加することを見込んでいる。2015年9月と2016年10月にインタビューに応じてくれたのは、専任職員の日本語指導員・通訳を担当するK氏（女性、30代、中国教育系大学卒）である。同団体には2015年より新たに採用されたベトナム人の通訳兼日本語指導員も専任スタッフとして常駐している。

同団体では2015年末までは200時間の「講習」を実施していたが、2016年からは規定に従い実習総時間の12分の1に当たる176時間前後でカリキュラムを組んでいるという。そのうち、「日本語」は旧来型の講習では156時間前後、現在は140時間となっている。日本語以外の科目については、「保健所講習」「警察署講習」「安全衛生講習」「法的保護講習」「実習指導」も含まれるが、他の団体に比べて日本語講習に重きが置かれているように感じられた。

次に「日本語」講習の教材や教授法、課題について語ってもらった内容から以下のようにまとめた。

- 1) 主教材については実践的なコミュニケーションが学習できる教材を使用している。2010年から2012年までは『みどり』（JITCO発行）、2013年からは『みんなの日本語』（スリーエーネットワーク社）を使用し、「読み書き」よりも「聞いて話す」ことを重視している。
- 2) 副教材については、2013年以降、主教材の『みんなの日本語』とともに、『わたしのほんごー初級から話す私のきもち、私のかんがえ』（くろしお出版）、『ペアで覚える初中級学習者のための連語の整理』（武蔵野書院）など、技能実習生のための特別の教材ではないが、

これらの副教材は現場の日本語教育実践を経験した著者達により学習者の使用頻度、習得順位などを十分に考えて作成されたものであり、効果的な教授法の示唆を与えてくれる。

- 3) 日本語習得上の問題、課題 —— 日本人との接触が少ない、外国人だから声をかけられるということが少なくなったこともあり、実際の場面で練習する機会が少ない。とくに文化理解とも関連する語用論的能力、例えば、誉める、お礼を言うなど、人間関係を円滑にする日本語の習得は生活習慣の違いから難しい場合がある。

K氏は日本語指導員でもあり、実習生の身近にいて相談相手になる存在であるため、日本語以外のことで相談にのることも多い。K氏が強調していたのは、実習生の学習動機を高め、それを現場の周囲に伝えられれば、学習支援も受けやすいということである。学習動機が高められなければ、単なる「働き手」の存在でしか見られないということになりかねない。K氏は上司の理解のもと、日本語能力試験の受験支援も行なってきた。2002年から15年近くにわたり「受験記録」を付けているほど、実習生の日本語習得の成果を長年にわたって見守り続けている。安価な労働者という見方でなく、実習生は日本語と技能を学ぶために来ているという意識を、実習生本人と受け入れ側に根付かせたいと話している。

2-2-3 C 監理団体の事例より

C 監理団体は道北オホーツク沿岸のO町にあり、主として漁業、水産加工業の会社20社前後を管轄している。1999年より受け入れを開始し、2002年頃から毎年200名前後の研修生／実習生を受け入れてきた。2015年9月の調査時、3年ほど前から160～180名とやや減少傾向にあるということだったが、それにしても多くの実習生を擁しているのは間違いない。調査時点では中国籍が約80%、ベトナム国籍が10%前後であったが、団体役員の話では、次年度以降にベトナム人実習生が徐々に増えていくだろうと予想していた。同団体では、それまで実習生のほとんどが中国の山東省、遼寧省から来ていたということで、事務所には専任の中国語通訳が2名常駐し、彼らは日本語と生活の相談員も兼ねていた。二人のうち、Z氏に約1時間30分インタビューを行ない、講習内容や実習生の日本語学習、生活、実習について語ってもらった。インタビューには同行した本学大学院生も立ち会った。Z氏(中国籍、40代半ば)は道内の大学(大学院)で会計学を学んだ後、知人の紹介でC監理団体に勤務することになり、以来十数年間もの間、実習生の日本語と生活の指導、通訳という任務を担ってきた。Z氏の語った内容から、講習と実習場面における日本語学習の内容と課題について、次のようにまとめた。

- 1) 主教材として JITCO の日本語教育支援用教科書(『みどり』、『すぐつかえるにほんご』など)を初期の頃は使用してきたが、実習現場(浜や水産加工場など)ですぐに使える日本語の表現が必要になり、十年ぐらい前から独自の日本語教本を作成し、講習でもテキストとして使用している。この講習教本は、(Ⅰ)日本語の基礎学習、(Ⅱ)生活日本語、(Ⅲ)技能実習の日本語、(Ⅳ)器具、道具類の写真集、ほかの内容が含まれている。日本語学習に関する(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)の具体的内容は、以下の通りである。

(Ⅰ)「日本語の文字」／「発音練習」／「数え方(助数詞—20種)のアクセント」／「基本的文法形式」／「基礎文法の復習」／「副詞的表現(機能別分類)」／「接続詞」／「助詞(用例付)」／「動詞活用表」——日本語表記(ふりがな付)

(Ⅱ)「挨拶表現」(丁寧体, 日常体)／「病院で使う表現」(56例文)／「実習生活の用語」(地名, 職名, 時刻, 年・月・日・曜日, 金銭, 宿舍用語, 食料品, 度量衡——日本語と中国語の対訳

(Ⅲ) 実習現場での作業の手順に関する様々な専門用語を組み込んだ「指示表現」が123例並んでいる。例)「作業台をとってこい」「冷蔵庫から玉冷(を)出してこい」「まていに(丁寧に)すれ」「原料をあげれ」など, 現地で用いられる表現がそのまま示され, 漢字にはふりがなが付き, 中国語の対訳もついている。

2) 日本語学習上の難しさ, 課題——実習生は事前講習(来日前)では丁寧な基本的文体を学習してくるため, 北海道沿岸方言の浜言葉, 荒い言葉に戸惑い, 習得が難しい。

初めの3カ月は現場の日本語が理解できないケースが多く見られたため, 指導員達は試行錯誤しながら現場で必要な表現を集めて教本に反映させるようにした。学習意欲の高い実習生は20代に比較的多く, 日本語の資格(N1やN2レベル)を取って帰国したいと希望するが, 滞在年数が限られる(3年)ので, 一部の実習生しか実現できない状況である。仕事の少ない1～2月にボランティアによる日本語の勉強会が実施できれば参加する実習生は確実にいるが, 会場への冬場の移動が徒歩では困難である。

上記の通り, C監理団体の日本語指導員Z氏の話によると, 日本語指導に使用するテキストは市販のもの, あるいは来日前に学習する基礎的な日本語教科書では, 北海道の沿岸方言や漁場で繰り広げられる荒々しい言葉のやり取りは学習できないため, 独自に収集した表現集と専門用語集を開発してきたという。日本語教育の専門家ではないため, 通訳や指導員, 日本人のスタッフとともに教材作成には試行錯誤を重ねている。日本語学習の動機づけの高い実習生も全体の三分の一以上いると見られ, 日本語能力試験のN1を3年がかりで目指そうとする者のために試験対策の時間を設ける時もあるようだ。また, 冬場の休日に日本語補習をしたいという実習生もいるが, 冬場の移動が困難なため実現されていない。さらに, 組合の予算の問題もあり, 特別講習を行ないたいという願望はあるが現実的には実現が難しいという。国や地域の支援が得られれば実現の可能性も出てくるだろう。

2-3 小規模の事業体での実習生の日本語修得状況——3社の事例より

筆者らが訪問したのは, 日高郡新冠町の2軒の農家(A事業体, B事業体)と上川郡東川町にある農場(C事業体)である。いずれも, 日本語講習は他地域の事業協同組合に委託しており, 日本語は日常的に実習生同士, あるいは現場の日本人スタッフとのコミュニケーションを通して学習している。これら3社を訪問し, 各事業主と実習生に直接話を聞くことができた。以下に, それぞれの事業体における実習生の日本語学習環境についてまとめた。

まず、新冠町ではピーマンをはじめ各種野菜を栽培している農家が多く、その中でも、3～6人程度の技能実習生を受け入れているところが数カ所あるということだった。訪問したA、B事業体は6人と3人のベトナム人女性を受け入れ、それぞれの事業体は実習生に宿舍を提供し、共同生活をしてもらっている。A事業体では、年齢層が21～24歳、3年目2人、2年目2人、1年目2人の計6人が互いに助け合って生活していた。3年目の2人の女性は日本語能力がN2～N1レベル（中上級）であり、一人は将来ベトナムで日本語教師を希望し、もう一人も日本語能力を生かした仕事に就きたいということだった。2年目の一人は既婚者でベトナムに夫と子供を残し、単身で来日した。学歴は平均的に高く、この実習生は大学卒が1人、あとは全員高卒ということだった。野菜栽培の技術を学ぶ目的でなく、日本に滞在し収入を得ながら日本語を修得し、将来の仕事に生かしたいと話していた。1年目の実習生でもN4～N3レベルの日本語能力をもつということで、日常の日本語コミュニケーションにはほぼ支障はないように思われた。実習生達の学習に対する熱意と努力は十分に伝わってきたが、残念ながらそれに見合う学習環境は必ずしも整っていない状況のようだ。意図的かと思われるが、ネット環境は整備されておらず、自由時間に様々な情報検索ができないため、日本語学習にも支障をきたしているという。この実習生は生活上の困難はほとんどないと言うが、日本語学習環境の改善を訴えていた。一方、もう一つのB事業体には3人のベトナム人（20代前半の女性のみ）がいるが、1年目、2年目、3年目の実習生をそれぞれ1人ずつ受け入れている。日本語レベルはN4～N3（1年目）N2（2、3年目）程度の会話力があり、日常生活にはさほど困らない。3年目の実習生は農家出身で、技術の勉強をする目的で来たという。1年目と2年目の実習生は、それぞれ日本料理店で働きたい、日本の大学に留学したいという夢を持って日本語の学習に熱心に取り組んでいた。彼らは作業が終わるとすぐ宿舍に戻り、試験対策の練習問題を解くのに真剣な様子だった。事業主が札幌の試験会場まで受験する実習生を車で送迎することを当然のように話しているのを聞き、受け入れ側も実習生を大事にしている様子が窺えた。

次に、上川郡東川町のC事業体（農場）では十年ほど前から研修生／実習生を受け入れている。事業主のY氏によると、毎年12人の受け入れ枠があるが、中国の送り出し機関に応募する候補者が年々減少し、競争率が下がっているという。中国内の経済成長の影響もあり、出稼ぎの意識で応募する中国人は減っているようだ。現在、1～3年目の実習生24人のうち、中国人15人、ベトナム人9人であるが、近々実習現場に加わるのはベトナムからの9人で、女性が多い。Y氏は、受け入れている中国からの実習生は、特に最近の傾向として、日本語を学ぶというより日本に住んでみたいという動機づけに変化してきたと感じている。以前は、日本語をしっかり勉強して、将来は通訳になるとか能力試験N1をとるような中国の方も何人かいたそうだが、最近はそのような実習生をあまり見かけないという。

一方、ベトナム人実習生の中には日本語習得の意識も能力も高い人もいれば、もともと日本語能力が低く、基本的な発音の聞き取りも困難なためにほとんどコミュニケーションがとれない人もいよう。C事業体ではWi-Fi環境を整え、能力試験の受験を側面から応援するため

に実習生の希望を聞くようにしているが、時間の制約と人材確保が十分でないため、よりよい学習環境が提供できていない。Y氏はこのことを気にかけていたようだ。

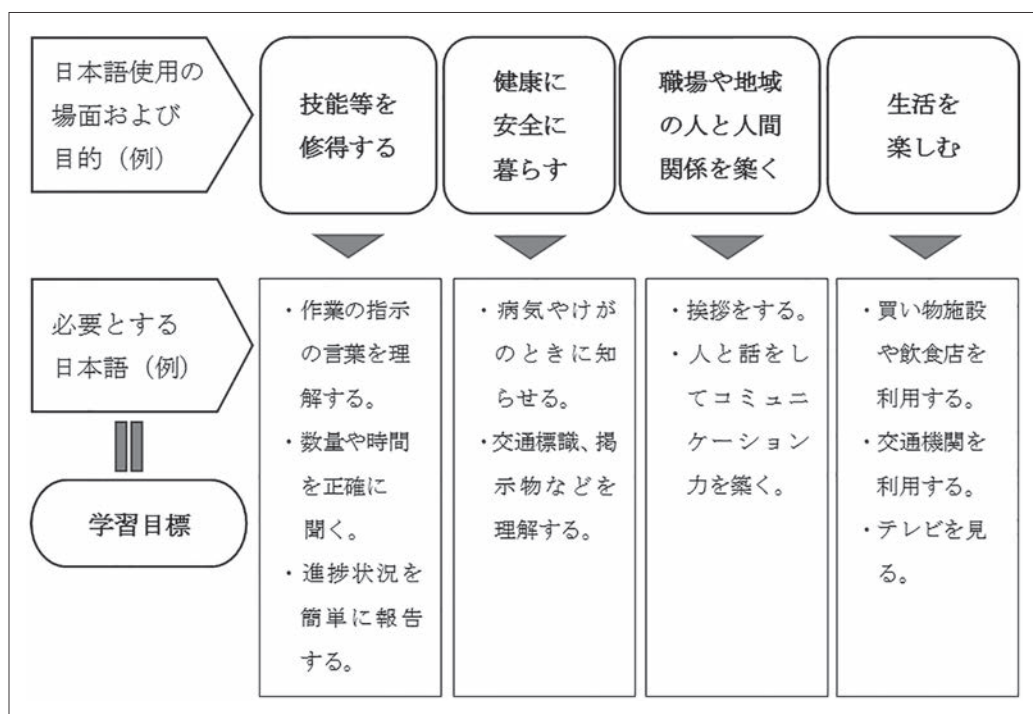
3. 技能実習生の日本語学習と学習環境

3-1 技能実習生が必要とする日本語と直面する課題

第2章、2-1 で述べたように、講習の内容は①日本語、②生活一般の知識、③実習生の法的保護に必要な情報、④円滑な技能等の修得に資する知識、の4分野が網羅されていなくてはならない。その中の日本語が講習全体の約70%を占めるほど、日本語は基本的かつ重要な要素として位置付けられている。

JITCO 作成のパンフ『講習の日本語指導ガイド』¹¹には、技能実習生に必要な日本語を考える際に参考になると思われる「日本語使用の場面および目的（意図）」とその具体的な内容が以下のように示されている。

図1 日本語使用の場面および目的／必要とする日本語（p.5 より転載、一部修正）



この図からもわかるように、「技能等の修得」のための日本語をはじめ、生活者として「健康

¹¹ 講習の日本語指導に役立つ知識と情報を収めた冊子。2014年7月からPDFでも公開。

で安全に暮らす」,「職場や地域の人達と人間関係を築く」,「生活を楽しむ」といった目的のために,どのような具体的な日本語の内容(機能)があるかが例示されている。「技能等の修得」では業種別に必要な日本語を指導することになり,作業に関わる専門的な語彙や表現を学ぶといった重要な要素であるが,それ以外の,生活者として日本の職場や地域社会で必要とされる日本語もまた充実した生活を送るために不可欠なものと思われる。

JITCO は 2009 年秋から「外国人研修生／技能実習生の日本語調査」をアンケート(第一次調査)と受け入れ機関への聞き取り(第二次調査)を行ない,2010 年 3 月第一次調査結果をインターネット上に公開している。この調査内容は「研修生／実習生が日々どのような行動場面で日本語を使う」かを見るために以下の 10 場面を設定し,89 項目を取りあげて調査をしたものである——1.〈社内・作業場 1～34〉,2.〈飲食店 35～39〉,3.〈買物他 40～49〉,4.〈金融機関等 50～54〉,5.〈交通 55～62〉,6.〈役所・公共機関 63～66〉,7.〈医療機関 67～72〉,8.〈自宅又はプライベートな場 73～78〉,9.〈緊急 79～82〉,10.〈地域生活 83～89〉の行動場面を設置し,それぞれに関わる言語行動や会話機能を 89 項目挙げている。例えば,〈1. 社内・作業場〉では「日常の挨拶をする」「道具の名称や作業に関する専門的な言葉を理解する／使う」「作業の進捗状況,終了等の報告をする」等 34 項目,〈10. 地域生活〉では「初対面の人に自分の名前,年齢,国籍等を言う」「近所の人に苦情を言ったり,又は言われた苦情に対処したりする」等 7 項目が並ぶ。質問はこれら 89 の各項目について,①どのような頻度でその行動を行なうか,②日本語でそれを行なうか,③日本語でそれができるか,④それが日本語でできることが必要か,⑤それを日本語でできるようになりたいか,⑥それをどの時期までに日本語でできるようになってほしいか(この質問のみ日本人対象)を選択式で尋ねている。

調査報告書(2010 年 3 月)によると,調査は 2009 年 11 月～12 月に実施したものであり,全国の受け入れ機関 2,000 社に 3 通ずつ送付し回答を依頼,回答数 1,223 通(約 20%)ということである。回答者の国籍の割合は記されていないが,質問紙を送られた機関の当時の受け入れ状況では,国籍で多かったのは中国,ベトナム,インドネシア,フィリピンで,全体の約 80%以上を占めていた。それ以降の同様の調査は行なわれていないため¹²,最新の状況とは異なる傾向も考えられるが,「外国人技能実習生」の一般的ニーズとして把握することは可能であろう。そこで,以下に同調査結果から,実習生の日本語使用頻度とその内容,修得を希望する,あるいは必要とする日本語がどのようなものか,ニーズを改めて考えてみたいと思う。

3-1-1 研修生／実習生の日本語使用頻度とその内容——調査結果¹³より

全体として,各受け入れ機関の日本人職員,上司,スタッフとは日常の挨拶,体調を伝えた

¹² 調査を実施した JITCO 能力開発部援助課担当者による。

¹³ 同報告書 6 頁～22 頁に主な調査結果が示されている。

り、作業指導を受けたりすることはほぼ毎日行っている。作業実習では毎日の日本語使用が見られ、仕事に関するコミュニケーションはとれていると見られる。また、週に2回から3回程度、地域に買い物に出かけ簡単な会話を日本語で行っている。事業協同組合の関係者、会社の上司から日本語の勉強を手伝ってもらったり、実習生の日常生活に関わること、食事や余暇を楽しむ、地域行事と一緒に参加するなどあまり多いとは言えない。このことは、日本人との日常接触が仕事以外ではあまり見られないということであろう。日本語を使う相手として一番頻度が高いのは作業の指導者であり、日常的に出会う人として、日本人従業員、管理人、社員食堂や同僚等の家族等が挙げられている。また、地域の日本語教室や交流会の人、お店の人達とも接触交流があるという回答も見られる。

次に、実習生がどんな日本語を習得する必要があるかとの問いに対して、以下のような回答が得られた。90%前後、あるいはそれ以上必要だと回答された項目は、「日常の挨拶」「お礼や謝罪」「雑談する」といった同僚や上司とのコミュニケーションに関するもの、そして、「作業指示への理解」、「作業に関する専門用語の理解と使用」、「作業中の指示等理解できない時に質問する」、「作業内容や機械の不具合などを説明する」、「作業の進捗状況、終了などの報告をする」など、社内・作業場での日本語に関するものが最も多かった。作業場での挨拶と作業の技能・技術の修得に関する日本語の重要性への認識が高いことがうかがえる。実習生として目的を成就するための項目にあるようなレベルの日本語修得が必要であり、また、日本人とのコミュニケーションで挨拶が大切だとの認識も高く、その修得を強く希望していることが見られた。

3-1-2 実習生にとって必要な日本語、学習すべき日本語——調査結果に関連させて

同調査の中で、日本人職員と実習生に「日本語でできることが必要な」ものを尋ねている。3-1-1で述べた内容については、実習生からも日本人からも必要度が高く示されている。上記の項目以外でも、「体の具合が悪いことを伝える」、「休み、遅刻するなどの連絡をする」、「安全標識や注意標識を読み、理解する」、「災害発生や事故発生を知らせる言葉を聞き必要な行動をする」といった、「健康であることの確認や連絡」、「安全な生活」、「危機の際の言葉の理解と行動」は必要度の高いことが示されている。

実習生は上で挙げられた89項目のほとんどで70~90%が必要だと回答しているが、その中で60%前後の必要度とされたのが「手紙を書く」、「パソコンで文章を入力したり、図面作成などの専門的作業をする」、「社外からの電話対応する」、「来客の取り次ぎ、接待をする」であった(19頁)。この数字をどう見るかは見解が分かれるかと思うが、緊急性はないがある程度必要だと考える実習生が相当数いると解釈できる。一方、日本人職員の結果は、「パソコンでの文章入力や図面作成」、「社外からの電話対応」、「来客の取り次ぎ、接待」は「とても必要」と「ある程度必要」を合わせて30%前後の必要度であった(同)。日本語指導員、日本人職員は実習生の日本語に対する意識がどの程度のものか、それが作業効率にどの程度影響を与えているのかをもっと知る必要があるのではないだろうか。さらに興味深いのは、「方言を聞いて理解する」

は実習生が76.5%が必要としたのに対し、日本人では「とても必要」が19.7%、「ある程度必要」が38.2%という結果であった(15-16頁)。特に北海道の沿岸地方にいる多くの実習生にとっては、方言の理解はかなり必要性が高いと見られ、地域や業種によってもニーズの多少の違いがあるものと考えられる。

こうした調査結果を受けて、3-1の図3にあるJITCOによる「使用場面別の目的と必要な日本語」がサンプルとして示されたと考える。次にこのような必要な日本語を指導する日本語講習での教材、教授法との関係について見ていく。

3-2 日本語講習での教材、教授法——必要な日本語の習得に向けて

筆者らが訪問した監理団体や農家で日本語講習の際の使用教材についても聞き取りを行った。その内容は2-2で詳しく述べているのでここでは繰り返さないが、ある監理団体の日本語指導員は、現在使用している教科書の言語表現が丁寧すぎて研修が始まるとさらに現実場面との差が広がると話す。実習生が命令形の使い方で、「～てください」を使う度に、現場では「そんなに丁寧に言わずにもっと簡単に言え」と注意されるという。いわゆる浜言葉に慣れるのに時間がかかると実習生は苦慮している。また、市販の日本語会話用教科書には現場で使える練習問題が少ないものが多く、様々な実習現場で必要な日本語習得を可能にするには適宜修正して使用するか新たに開発するしかない、という声も指導者間では聞かれる。JITCOから出版されている「外国人技能実習生のための日本語」テキストを主教材として用い、補助教材として実習で用いる語彙集を独自に作ったものを使う団体も多い。実習生の業種別に用意された専門用語集のほか、実習に使う道具類等、実際のレアリアを用いることも多いという。実際の技能習得には欠かせない学習である。

講習における「技能実習生のための必要な日本語」の指導のために、指導員には教材、教授法に関する知識と技能が求められるだろう。日本語指導員の専門性の向上のために何が必要なのだろうか。

3-3 日本語教師の専門性の学び 日本語授業の修正、見直しの実施

3-1で見てきたJITCOによる「外国人研修生／技能実習生の日本語調査」の結果から、実習生が更なる日本語習得を望んでいるという傾向がわかったが、今後実習生への日本語指導とその方法を向上させていく必要があるだろう。日本語の授業向上のためには日本語担当者が自らの授業を振り返り、修正を行うことも大切である。授業では教師の説明が中心になっていないか、実習生に十分「話す」時間を与えているか、練習が楽しくやれているか等反省することも大切である。日本語指導者もJITCOが行っている日本語指導セミナーを活用し専門家のアドバイスをうけ、相互学習等を行うことが望まれる。

これまでの聞き取り調査で日本語指導員の何人かから「日本語指導セミナー」を札幌や道内の市や町で開催してほしいという要望があった。道内の多くの機関で雇用されている日本語指

導員は日本人、中国人、ベトナム人ほかである。その中で日本語教育の専門的知識を有し、専門課程を履修した人はほとんどいないと思われる。日本語教育の専門研修はほとんど受けていないが現場で十年以上も実践してきた、という人が指導員の中に多いと思われる。筆者らがインタビューした指導員もすべて「経験者」であるが「専門家」ではなかったが、試行錯誤しながら日本語講習の内容充実を図るための努力を続けている。こうした現状の中で、実習生の日本語習得を成功させるための「学習環境の改善」をどう具体化できるだろうか。やはり指導員だけに日本語指導を担わせるのではなく、実習生の周囲の人々、つまり職場、作業場の日本人スタッフ、事業主、地域の住民の実習生に対する関心と協力姿勢が高まることが期待される。地域に在住する実習生を多文化共生の枠組みを持って受け入れ、地域全体が活性化する好機であると日本人が考えることも必要であると考え。

4. まとめと今後の課題

北海道の技能実習生の特徴として、技能実習第1号(1年目)が比較的多く¹⁴、技能実習第2号(2～3年目)とほぼ同数である。このことは、入国して1年の講習を受け技能実習と研修を受けるのだが、やっと日本語が分かり周囲の日本人と会話ができる頃になって終わる実習生も相当数いることを意味する。一度帰国した実習生は再度実習生として来日できないという制約があり、日本語で意思疎通できる頃に帰国し、新しい実習生がまた送り込まれてくるという状況が多く見られる。日本滞在を延長するためには技能検定基礎2級の試験を受けなければならない。北倉他(2011:94)でも指摘しているが、この試験に合格するための日本語能力の獲得に苦労する実習生も多いという。受入れ団体も実習生が滞在延長できることを望み、学習支援をする意思はあるものの、実習過程に継続的に日本語学習の機会を設けることの難しさもある。当然ながら、実習期間の短い実習生ほど日本語学習に意欲的ではない。学習意欲を高めるのには日本に対する関心も高まり、日本人との交流、日本への興味を持つ何かをつかむこともポイントとなる。

生活者として実習生が北海道に馴染めるようになるまでには、まずは彼らに最も近い受け入れ機関の人達との親しい人間関係の構築が大切であると思われる。それには地域と実習生とを結ぶ仲介者メディエータ¹⁵の存在が大切なポイントとなる。地域社会にある出来事、行事、日常的なものに対して説明したり、紹介したりする人であり、文化の仲介者の役割を果たす人である。彼らは日本人との距離を近づけてくれる存在であるが、実習生と同じ母語を話す日本語指導員や相談員がその役目を担う可能性がある。実際に、2-2で示した事例の中にある、B監理団

¹⁴ 2016年6月現在、道内の「技能実習1号」は3,391人、2号は3,439人とほぼ同数である。

¹⁵ 神谷順子(2005)「北海道在住外国人への日本語支援活動にみる地域ネットワークとメディエータの役割」『地域経済のグローバル化と大学教育の再編』竹田正直編著

体とC監理団体の日本語指導員は生活指導員と通訳を兼務しており、多忙な生活を送りながらも常に実習生のことを気にかけている¹⁶。両団体の二人の指導員はともに中国人で、中国人の考え方を理解した上で、日本人と日本社会の文化的特徴を伝えている。二人に共通しているのは、実習生との信頼関係を築き、実習生から尊敬されていることである。常に教育内容に最善を尽くし、実習生達の生活と職場の人間関係に問題はないか愛情を持って「監視」している様子が窺えた。やはり、実習生受入れ機関には実習生と職場、地域社会を結ぶメディアータ的な役割を担う人が実習生の日本社会適応を導く上で大きな役割を果たすと思われる。

講習以外で地域社会との接触交流をどのように持っているかは個人により異なるが、B監理団体では、受け入れ団体で飲み会をしたり、食事会をしたりして周囲の日本人との交流を図ることがある。また、買い物に出かけたり、町内会の行事に招かれたりもする。その時には自国の料理を作ったり、日本料理を学んだりする。講習を終えても日本語を独力で学んだり、地域のボランティアの方に見てもらうこともしている。このような場合は、実際の活動が生教材となり学習の場が自然に作られる。こうした機会を意識的に増やしていくことが望まれる。

講習が終わり、実際の実習研修に入ると、日本語使用は実技で1日が終わるという毎日の連続で、4技能のうち聞く、話す为中心となり、読む、書く技能はほとんど使わなくなる。したがって、実際に使用して役に立つ教科書は練習問題が多いもので、表現練習の多くできる補助教材の需要がある。また、ある監理団体ではリスニング用のもので独習ができるものを求める実習生に教師がダビング等をして渡しているようである。

上述した JITCO の日本語調査によると、日本語講習の修了後、日本語学習を継続していると回答した実習生は全体の6割であり、その内容は会話中心が7割弱で会話力を高めることが望まれている。相手の日本語をある程度理解はできても、日常的に日本語で伝える、提案する、話し合う、といった経験をもつ実習生は5割以下(同13頁)であり、基礎的な会話力の習得が優先的な課題であることがわかる。

最後に、生活習慣の理解にも時間がかかるということが受け入れ機関からの苦情として出ている。このような日常生活にうまく適応できないケースは、カルチャーショック、ホームシックなどに陥ってしまう。この場合は、周囲の日本人が寄り添うことで少しずつ回復していくが、メンタルの問題を解決するには通訳の介入が必要になる。心の安寧をもたらすには自国の文化的な環境に戻ることも考えなければならない。実習生が日常的に相談できる態勢として求められるのは、日本語の問題、職場の問題、体の調子、メンタルの問題等多岐にわたって相談を受けられるよう指導(相談)員が配置されていることである。

これまで見てきたように、実習生の生活および学習環境の改善に向けては様々な観点から問

¹⁶ 平成26年度 JITCO 技能実習生フォローアップ調査結果でも、実習生の「相談相手」で最も多かったのが「生活指導員」(62.5%)だった。

題点を整理していかなければならない。実習生にとっての必要な日本語の調査、研究も行なわれ、専門用語、表現を集めた教科書も多く出回っている。日本語指導セミナーの開催も実現され、少しずつではあるが、教育環境は整ってきているように感じられる。今後は専門性のある指導員を養成すること、基礎的な日本語力習得のための教授法の工夫、地域と実習生を結ぶメディアータの役割を担う人材の発掘を進めていけば、実習生の生活環境、学習環境の改善につながっていくと思われる。地方創生、地域活性化の動きに乗じて、北海道の活性化を担い得る実習生達に多くの道民が関心と協力を向けることも、彼らを迎える環境の整備推進に有効に働くと思われる。

参考文献

- 浅妻 裕 (2005)「外国人研修制度・技能実習制度の実態調査」『地域経済のグローバル化と大学教育の再編』(竹田正直編) 共同文化社
- 上林千恵子 (2012)「外国人労働者の権利と労働問題 労働者受け入れとしての技能実習制度」, 宮島 喬・吉村真子編著『現代社会研究叢書 7. 移民・マイノリティと変容する世界』, 法政大学出版局
- 上林千恵子 (2015)『外国時労働者受け入れと日本社会 技能実習制度の展開とジレンマ』, 東京大学出版会
- 大貫敬一・佐々木正宏 (1998)『適応と援助の心理学』 培風館
- 落合美佐子 (2010)「外国人研修生・技能実習生の生活実態と意識——語りの中から見えてくるもの」『群馬大学国際教育・研究センター論集』第 9 号, pp.51-68
- 加賀美常美代 (2013)『多文化共生論——多文化理解のためのヒントとレッスン』 明石書店
- 神谷順子 (2005)「北海道在住外国人への日本語支援活動に見る地域ネットワークとメディアータの役割」『地域経済のグローバル化と大学教育の再編』(竹田正直編) 共同文化社
- 岸本和博 (2015)『外国人技能実習生受入れ実践ガイド——入管手続きと協同組合作用』 明石書店
- 北倉公彦・孔麗・白崎弘泰 (2011)「外国人技能実習における効果的実習方式の提案——北海道農業の実態に即して」 北海学園大学『開発論集』第 88 号 pp.77-111
- 北倉公彦・池田均・孔麗 (2006)「労働力不足の北海道農業を支える外国人研修・技能実習制度の限界と今後の対応」『開発論集』第 77 号, pp.1-55
- 増谷英樹 (2009)『移民, 難民, 外国人労働者と多文化共生』 有志舎
- 宮入 隆 (2015)「北海道農協による外国人技能実習生の受け入れ実態と課題」『開発論集』第 96 号, pp.89-119
- 宮島喬・吉村真子 (2012)『移民, マイノリティと変容する世界』 法政大学出版
- 渡戸一郎・井沢泰樹 (2010)『多民族社会・日本——多文化共生の社会的リアリティを問い直す』 明石書店
- 笹川平和財団 (2010)『人口変動の新潮流への対処 外国人労働者をめぐる資料集』
- 北海道経済部労働局人材育成課「外国人技能実習制度に係る受入状況調査(2013 年, 2014 年, 2015 年, 2016 年度)」
- 国際研修協力機構 (2016)『外国人技能実習事業実施状況報告書』(JITCO 白書)
- (2015)『外国人技能実習事業実施状況報告書』(JITCO 白書)
- (2012/2014)『講習の日本語指導ガイド』
- (2010)『外国人研修生・技能実習生の日本語調査(第一次調査)』
- 労働政策研究・研修機構 (2015)『帰国技能実習生フォローアップ調査』(2016 年度)
- 読売新聞北海道版記事「外国人実習～事業所 7 割で法令違反」(2016.12.27 付)